



神戸ユニバーサル研究会
Kobe Universal Society

会則

入会申込書

神戸ユニバーサル研究会会則

(目的)

第1条 本研究会は、ノーマライゼーション社会の実現に関心を持つ方々とのコミュニケーションをとり合い、よりよい環境を作るために研究し地域社会の貢献に努め、啓発活動を推進していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本研究会は、神戸ユニバーサル研究会と称する。

(設立年月日)

第3条 本研究会は、平成19年5月14日に設立する。

(事務局)

第4条 本研究会の事務局を神戸市東灘区魚崎北町5-3-5-201におく。

(会員の種別)

第5条 本研究会の会員は、会の目的に賛同し、定められた会費を納めた個人とする。

(会員の入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)この会の活動を特定の団体又は個人の営利目的に利用するものでないこと。
- (2)この会の活動を特定の政治団体の政治目的に利用するものでないこと。
- (3)この会の活動を特定の宗教団体の宗教目的に利用するものでないこと。

- 2 会員として入会しようとするものは、会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。
- 3 前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、意見交換会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金は会員1人あたり1,000円とする。
- 3 会費は会員年額1人あたり4,000円とする。
- 4 会費は原則として4月に徴収する。
- 5 会費は入会の時期に応じて減免することができる。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(組織)

第11条 本研究会は、第1条記載の設立目的に賛同し、社会貢献に対する意欲を有する会員をもって構成され、複数の世話人で構成される世話人会によって運営される。

2 本研究会は、世話人の互選によって、会務を総括する代表1名と、代表を補佐する副代表1名をおく。

(会議)

第12条 本研究会の全体会議は、毎月第3火曜日に定例会(意見交換会)を開催し、必要に応じて臨時定例会を持つ事ができる。

- 2 世話人会は、随時開催するものとする。
- 3 定例会の内容は、議事録としてまとめ会員に配信する。

(運営費)

第13条 この会は会費、その他の収入をもってあてる。

(雑則)

第14条 本会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は会議の承諾を得て定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 細則は必要に応じ世話人会で協議し、改訂することができる。

改訂 平成 21 年 4 月 1 日

改訂 平成 22 年 4 月 1 日

第1号様式

No. _____

入会申込書 (正会員用)

平成 年 月 日

神戸ユニバーサル研究会 代表 様

神戸ユニバーサル研究会の趣旨に賛同し、正会員として加入したいので、下記により加入を申し込みます。

記

企業・団体名		
所在地	〒 ー	
TEL		
FAX		
U R L	http://www 神戸ユニバーサル研究会からのリンクを希望 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
主たる業務内容		
備考 (紹介者等)		
本会に対する代表者	役職名	
	氏名	
本会に期待されること 又は、ご要望		
連絡担当者	所属	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	



神戸ユニバーサル研究会
Kobe Universal Society